

昭和五十八年政令第百八十一号

貸金業法施行令

内閣は、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項第五号、第三条第三項、第四条第一項第二号及び第三号、第六条第一項第七号及び第八号、第四十五条並びに附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「極度方式基本契約」、「極度方式貸付け」、「貸金業協会」、「電磁的方法」、「指定信用情報機関」、「指定試験機関」又は「登録講習機関」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十六項、第二十四条の九第二項又は第二十四条の二十五第二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、極度方式基本契約、極度方式貸付け、貸金業協会、電磁的方法、指定信用情報機関、指定試験機関又は登録講習（貸金業の範囲からの除外）

第一条の二 法第一条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第一次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）

イ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十条の二（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五条）第十八条の二の組合

ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条の労働組合

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人

イ 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

四 貸付けを業として行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品取引所の会員等（会員又は同条第十六項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同じ。）たる法人であつて、かつ、当該商品取引所の他の会員等に対する貸付け以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの

五 コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人

六 貸付けを業として行う会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて、かつ、次に掲げる他の会社等に対する貸付け（ロ及びハに掲げる他の会社等に対する貸付けにあつては、当該他の会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものに限る。）以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの

イ 当該会社等を含む同一の会社等及び当該会社等の子会社等（会社等がその経営を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいう。以下イにおいて同じ。）に属する他の会社等（当該会社等を含む同一の会社等の集團（一）の会社等及び当該会社等の子会社等（会社等がその経営を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいう。）の集團をいう。以下イにおいて同じ。）に属する他の会社等（当該同一の会社等の集團に属さないこととなつた日において当該同一の会社等の集團に属していた期間が一年を経過していないものを除く。）であつて、当該同一の会社等の集團に属さないこととなつた日から一年を経過しないものを含む。）

ロ 当該会社等がその総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を保有する他の会社等であつて、当該会社等を含む二以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき当該他の会社等の経営を共同して支配している場合における当該他の会社等

ハ 当該会社等の親会社等（会社等の総株主又は総出資者の議決権の全部を保有する会社等）における当該他の会社等（外国に替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に対する貸付け（当該会社等が外国において当該非居住者と締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けであつて、金銭の貸付けに用いため当該会社等から当該非居住者に交付されたカードのうちクレジットカード（それを提示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードをいい、当該会社等が発行するものに限る。）としての機能を併せ有するものにより当該非居住者が現金自動支払機その他の機械を利用して金銭を受領するものに限る。）以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの

（手数料）

第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。

2 前項の手数料は、法第四条第一項に規定する登録申請書に手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼つて納付しなければならない。

3 第一項の手数料は、これを納付した後ににおいては、返還しない。

（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人）

（法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用者）

第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

（利息とみなされない費用）

第三条の二の一 法第十二条の八第二項に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次条において「消費税額等相当額」という。）を含む。）とする。

一 金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料

二 法の規定により金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法による債務者に提供された事項の再提供の手数料

三 口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかつた場合に行う再度の口座振替手続に要する費用

（利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）

第三条の二の三 法第十二条の八第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百十円

（一万円を超える額 一百二十円

（極度額を増額する場合について準用する法の規定の読み替え）

第三条の二の四 法第十三条第五項の規定において極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方

式基本契約の相手方に對し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限と

読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
法の規定	第十三条 第二項	第十三条 第二項	第十三条 第二項	第十三条 第二項	第十三条 第二項
四項	三項第一号	三項第一号	二項	二項	二項
(契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)	当該貸付けの契約(極度方式貸付けに係る極度方式基本契約の極度額(当該貸金業者が極度方式基本契約の相手方に對し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額。第四項において同じ。)を増額しようとする。	当該貸付けの契約(貸付けに係る契約に限る。口において同じ。)に係る貸付けの金額(極度方式基本契約にあつては、当該下回る額)	当該下回る額	増額後の当該下回る額	増額後の当該極度方式基本契約の極度額(当該下回る額)を増額しようとする。
第三条の二の五 貸金業者は、法第十六条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするとときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方となるとするとする者又は保証人となるとするとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方となるとすると者又は保証人となるとすると者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方となるとすると者又は保証人となるとすると者に対し、法第十六条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方となるとすると者又は保証人となるとすると者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	前二項の規定は、法第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。	(生命保険契約等に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)	第三条の三 貸金業者は、法第十六条の三第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするとときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となるとするとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となるとすると者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となるとすると者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
第三条の四 貸金業者は、法第十七条第七項の規定により同条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定	十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の三第二項の規定を準用する場合について準用する。	(契約締結時の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)	第三条の三 貸金業者は、法第十六条の三第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするとときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となるとするとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となるとすると者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の三第二項の規定を準用する場合について準用する。

めることにより、あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いられた言葉の意味が重複又は矛盾しないことを書面によく記載する。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けの電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

に係る契約又は保証契約の相手方に対し、法第十七条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。たゞ、右該交付による契約又は保証契約の相手方に対する通知は、前項の規定によるものとみなす。

たし、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合はこの限りでない。

十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十七条第七項の規定を準用する場合について準用する。

(受取証書に係る情報通信の技術を利用する方法)
第三条の五 貸金業者は、法第十八条第四項の規定により同条第一項若しくは第三項に規定する事

項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該弁済をした者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内閣府令で定める事項を提供する。

容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該弁済をした者から書面又は電磁的方法により電

磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該弁済をした者に対し、法第十八条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項のはと共に

を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該弁済をした者が再び前項の規定による承諾をとる場合は、この限りでない。

をした場合は、この限りでない。法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二

十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十八条第四項の規定を準用する場合について準用する。

(債権を譲り受けた者について適用する法の規定の読み替え)
第三条の六 法第二十四条第二項の規定において貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡

があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的の読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える字句
読み替えられる字句

第十二条の貸金業者は、
貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る

第十六條の貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、
三者に代わる地位に保有する。

第三項	第十六条の賃金業者	る契約	は 当該債権
		債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約	

二第三項第
一號

第十六条の貸金業者は、前三項
は、前項

第一項若しくは第二項の同項
賃寸ナの契約の相手方ヒ

なうとする者又は前項
等へ、行三更

得て 前三項 得て 同項
、貸金業者 、当該債権を譲り受けた者

第十九条	四項	第十八条 第二項	第三項	第十八条 第一項	第一項	第十七条 第一項	第五項
債務者ごとに	貸金業者	、 貸金業者	得て	貸金業者は、第一項 は、第一項	第十八条 第一項 第一項第一号	第十八条 第一項 第一項第二号	第十七条 第一項 第一項
債務者ごとに	事務所ごと	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者 事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、 住所地又は居所地）	得て （当該債権を譲り受けた者 の承諾を得て）	（当該債権を譲り受けた者 が既に当該弁済をした者の承 諾を得て）	（当該債権を譲り受けた者 が既に当該弁済をした者が既に当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承 諾を得て）	（当該債権を譲り受けた者 が既に当該弁済をした者が既に当該債権を譲り受けた者 の承諾を得て）	（当該債権を譲り受けた者 が既に当該弁済をした者が既に当該債権を譲り受けた者 の承諾を得て）
債務者ごとに	事務所ごと	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者 事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、 住所地又は居所地）	得て （当該債権を譲り受けた者 の承諾を得て）	（当該債権を譲り受けた者 が既に当該弁済をした者が既に当該債権を譲り受けた者 の承諾を得て）	（当該債権を譲り受けた者 が既に当該弁済をした者が既に当該債権を譲り受けた者 の承諾を得て）	（当該債権を譲り受けた者 が既に当該弁済をした者が既に当該債権を譲り受けた者 の承諾を得て）	（当該債権を譲り受けた者 が既に当該弁済をした者が既に当該債権を譲り受けた者 の承諾を得て）

第十七条第一号	第一項第一号	第一項第二号	第一項第三号	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
第十七条第一条 第十七条第二号	第十七条第三号	第十七条第四号	第十七条第五号	第十七条第六号	第十七条第七号	第十七条第八号	第十七条第九号	第十七条第十号
内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定による書面の交付	書面の交付又は前項の規定により第一項前段の交付若しくは同項の規定による書面の交付	書面の交付	書面の交付	書面の交付	書面の交付	書面の交付	書面の交付	書面の交付
七項	第十七條第一項 第十七條第二項	第十七條第三項 第十七條第四項	第十七條第五項 第十七條第六項	第十七條第七項 第十七條第八項	第十七條第九項 第十七條第十項	第十七條第十一項 第十七條第十二項	第十七條第十三項 第十七條第十四項	第十七條第十五項 第十七條第十六項

受けた者の営業所若しくは事務所（以下この項及び次項において「利用者の営業所等」という。）に関するものについては、第五項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該指定信用情報機関の従たる営業所等又は利用者の営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

第七項の規定は前三項の規定により登録講習機関の従たる事務所、貸金業協会の業務受託者の営業所等又は指定信用情報機関の従たる営業所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

第八項の規定は前二項の規定により貸金業協会の業務受託者の営業所等又は指定信用情報機関の利用者の営業所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長について、それぞれ準用する。

長官権限のうち、法第二十四条の二十一第二項の規定による試験事務の実施及び法第二十四条の四十八第一項の規定による講習事務の実施の権限は、次に掲げるものを除き、資格試験（法第二十四条の七第一項に規定する資格試験をいう。以下この項において同じ。）及び法第二十四条の二十五第二項に規定する講習を行う場所を管轄する財務局長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任することができる。

一 合格の決定

二 法第二十四条の二十三第一項の規定による資格試験の無効の決定及び合格の決定の取消し並びに同条第二項の規定による資格試験の受験の禁止

三 法第二十四条の十一第一項の規定による貸金業務取扱主任者資格試験委員の選任並びに資格試験の問題の作成及び採点に係る権限

14 第一項から第四項までの規定は、金融府長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない。

15 金融府長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（法附則第九条第一項に規定する政令で定める者）

第七条 法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、第一条の二第三号及び第四号に掲げる者とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十八年十一月一日）から施行する。

（貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令等の廃止）

第二条 貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令（昭和二十九年政令第一百六十号）及び貸金業者の自主規制の助長に関する法律第四条に規定する金利を定める政令（昭和四十七年政令第三百三十七号）は、廃止する。

（貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令の廃止に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令（次項において「旧委任政令」という。）第一条の規定は、第七条に規定する者については、当分の間、なおその効力を有する。

2 第七条に規定する者（第一条の二第四号に掲げる者に限る。）が法の施行の日前に旧委任政令

第二条の規定により都道府県知事にした同条に規定する届出は、同日において、法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第七条の規定により内閣総理大臣にした同条に規定する届出とみなす。

附 則 （平成三年七月一二日政令第二三六号）

この政令は、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第七十四号）の施行の日（平成三年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一〇年五月二七日政令第一八四号）

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附 則 （平成一〇年一一月二〇日政令第三六九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一一月一五日政令第三九三号）
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、平成十一年四月二八日政令第二一八号
（施行期日）

（施行期日）

この政令は、平成十一年四月二八日から施行する。

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年六月一日）。次条において「施行日」という。）から施行する。

第二条 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る保証契約を締結する場合について適用する。

2 新貸金業規制法第三十六条第四号の規定は、施行日以後に貸金業者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について適用する。

3 新貸金業規制法第三十六条第五号の規定は、貸金業者から貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等（新貸金業規制法第二十四条第三項に規定する債権譲渡等をいう。）を受けた者が、施行日以後に当該債権の取立てをする場合について適用する。

4 新貸金業規制法第三十六条第六号の規定は、保証等に係る求償権等（新貸金業規制法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この項において同じ。）を取得した保証業者が、施行日以後に当該保証等に係る求償権等の取立てをする場合について適用する。

5 新貸金業規制法第三十六条第七号の規定は、受託弁済に係る求償権等（新貸金業規制法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この項において同じ。）を取得した受託弁済者が、施行日以後に当該受託弁済に係る求償権等の取立てをする場合について適用する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第一四四号）抄 （施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一二年一一月一七日政令第四八二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成一四年三月二〇日政令第五〇〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年一〇月二九日政令第四六四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年一月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

第二条 この政令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行令第二条第一項の規定は、有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である改正法第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（次条第一項において「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る改正法第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（次条第一項において「新貸金業規制法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請について適用し、有効期間の満了の日の翌日が施行日前である旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条（登録の更新に関する経過措置）

第三条 有効期間の満了の日の翌日が施行日から平成十六年三月一日までの間である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業規制法第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業規制法第四条の規定の例により、有効期間の満了の日の二月前までに申請をしなければならない。ただし、有効期間の満了の日の二月前に当たる日とこの政令の公布の日との間の日数が三十日に満たない場合には、有効期間の満了の日の二月前に当たる日から起算して三十日から当該三十日に満たない日数を控除した日数を経過する日までに申請をしなければならない。

2 前項ただし書の申請については、有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（権限の委任）

第四条 内閣総理大臣は、改正法附則第三条第一項後段の規定による条件の付加の権限、同条第二項の規定による登録の取消しの権限及び改正法附則第四条第一項の規定による届出の受理の権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限を貸金業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務支局（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局长）に委任する。

附 則 （平成一六年三月二六日政令第七九号）

抄
(施行期日)

第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成一八年四月一九日政令第一七四号）

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年一一月七日政令第三三九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十一月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第一条中貸金業の規制等に関する法律施行令附則第三条の改正規定（同条第二項中「第一条第五号」を「第一条の二第四号」に改める部分を除く。）及び附則第三十一条の規定（携帯音

声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）本則第八号の改正規定中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第十一条第二項第二号」を「第十一条第二項第一号（広告に係る部分に限る。）又は第二号」に改める部分を除く。）公布の日

二 第一条中貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第二号イの改正規定及び附則第二十条の規定一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

三 第二条及び附則第三十三条の規定改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）

四 第三条及び附則第十三条から第十九条までの規定改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）

（改正法第二条の規定による貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二条 施行日において現に改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の登録を受けている者についての改正法第二条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第五条第一項の規定による登録及び新貸金業法第八条第一項の規定による変更の届出のうち、新貸金業法第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものについては、新貸金業法第三条第二項の規定による登録の更新を受けるまでの間は、なお従前の例による。

第三条 新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を取得する貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の四第二項に規定する保証等に係る求償権等を譲り受けた貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の五第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を譲り受けた貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等を取得する貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を取得する貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の四第二項に規定する保証等に係る求償権等を譲り受けた貸金業者又は施行日以後に新貸金業法第二十四条の五第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を譲り受けた貸金業者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第四条 貸金業者が施行日前に締結した極度方式基本契約又は極度方式保証契約に相当する契約について、当該貸金業者が当該契約の相手方に對し、次に掲げる事項を通知した場合において、当該相手方が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べなかつたときは、新貸金業法第十七条第六項に規定する承諾があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 新貸金業法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨
二 新貸金業法第十七条第六項の規定により同条第一項又は第四項の規定による書面の交付に代えて同条第六項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨
三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

2 前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

第五条 貸金業者が施行日前に締結した極度方式基本契約又は極度方式保証契約に相当する契約について、当該貸金業者が当該契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知した場合において、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べなかつたときは、新貸金業法第十八条第三項に規定する承諾があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 新貸金業法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨
二 新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

2 前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

第六条 改正法附則第四条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の

死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該債権に係る貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第七条 改正法附則第五条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の二第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定する保証等に係る求償權等を取得する者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該保証等に係る求償權等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第八条 改正法附則第六条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の三第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定する保証等に係る受託弁済に係る求償權等を取得する者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該受託弁済に係る求償權等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第九条 改正法附則第七条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の四第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償權等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定する保証等に係る求償權等を譲り受けた者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該保証等に係る保証等に係る受託弁済に係る求償權等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第十条 改正法附則第八条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の五第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償權等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に新貸金業法第二十四条の五第二項に規定する受託弁済に係る求償權等を譲り受けた者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該受託弁済に係る求償權等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第十一條 施行日において現に旧貸金業規制法第三条第一項の登録を受けている者についての新貸金業法第二十四条の六の六第一項第二号の規定の適用については、同号中「当該登録を受けた金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第十二条 新貸金業法第二十四条の六の九の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の二事業報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧貸金業規制法第四十一条の二事業報告書については、なお従前の例による。

(改正法第四条の規定による貸金業法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 改正法第四条の規定による改正後の貸金業法(以下「第四号新貸金業法」という。)第十二条の八第四項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約の利息について適用する。

第十四条 改正法附則第二十条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条第二項に規定する契約に基づく債権について適用し、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。

2 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる債権を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第十九条の二、第二十二条まで」とあるのは、「この項並びに貸金業の規制等に関する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とある。

3 「とあるのは、「第十九条、第十九条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは、「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権を譲り受けた者が当該債権を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定による改正前の貸金業法第二十条の規定に「から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第十九条の二、第二十二条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは、「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

第十五条 改正法附則第二十一条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の二第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償權等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る改正法第三条の規定による改正後の貸金業法(以下「第三号新貸金業法」という。)第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償權等については、なお従前の例による。

2 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる保証等に係る求償權等に係る貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第二十条の二、第二十二条の二から第二十二条まで」と、「第二十四条の六の十」とあるのは、「第二十四条の六の十並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

第十六条 改正法附則第二十二条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の三第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償權等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償權等については、なお従前の例による。

2 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる受託弁済に係る求償權等に係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償權等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第二十条の二、第二十二条の二から第二十二条まで」と、「第二十四条の六の十」とあるのは、「第二十四条の六の十並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

第十七条 改正法附則第二十三条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の四第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償權等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償權等については、なお従前の例による。

2 保証業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる保証等に係る求償權等を譲り受けた者が当該保証等に係る求償權等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは、「この項並びに貸金業の規制等に関する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

用する整備法第六百条第一項に規定する登記（次項において「移行登記」という。）をした日の前日までの間に貸付けを業として行っていたものに限る。）を、当分の間、含むものとする。

第一次に掲げる団体であつて、その直接の構成員のみに対する貸付けを業とするもの

イ
一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第三条第一項の

（口）規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。（以下イにおいて同じ。）の組合員（組合員であつた者を含む。以下イにおいて同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であつた者を含む。）である組合員が構成するものに限る。）の会社等（会社その他の事業者の役員又は使用人（役員又は使用人を含む。）で、（以下「支拂」、「支拂い」といふ。）支拂の（以下「支拂」、「支拂い」といふ。）

八 員又は使用人を相手方として貸付けに係る事業を行うことを専ら目的とする会社その他の事業又は使用人を相手方として貸付けに係る事業を行うことを専ら目的とする会社その他の事業者である場合を除く。)の役員又は使用人が構成する団体
八 一の会社(当該会社及びその連結子会社等(内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社等であつた会社を含む。以下ハにおいて同じ。)の役員又は使用人が構成する団体がその役員又は使用人を相手方として貸付けに係る事業を行うことを専ら目的とする会社である場合を除く。)及び当該会社の連結子会社等の役員又は使用人が構成する団体(口に掲げる団体を除く。)

二 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体
イ その業として行う貸付けが、学生、生徒、児童又は幼児に対する学資としての資金の貸付けであること。

口 その業として行う貸付けが利息（資金業法第十二条の八第二項に規定するみなし利息を含む。）を付さないものであること。

○ 移行一般社団法人等（前項の規定により公益法人に含まれるものとされる移行一般社団法人等を除く。）がその移行登記をした日前に締結した貸付けに係る契約に基づく貸付けを行う場合に

は、当該移行一般社団法人等は、当該貸付けに関しては、公益法人とみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成二一年八月一四日政令第二一七号）抄
附則

（施行の日）この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

(施行期日) 令和二年二月八日改定(二号)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の九第九号に係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加

改訂組合法第九十二条の六第一項	改訂法第四条の規定による改訂後の一農業法	改訂法第三条の規定による改訂後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法
改訂組合法第九十二条の六第一項	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条
第一項	第五条の二第一項	第五条の二第一項	第五条の二第一項	第五条の二第一項	第五条の二第一項
改訂法第二条の規定による改訂後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法
改訂法第三条の規定による改訂後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法	改訂法第三条の規定による改訂後の無尽業法
改訂組合法第九十二条の六第一項	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条	新金融商品取引法第百五十六条の三十九条

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十一月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとする場合におけるこの政令の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄

第一条 (施行期日) 1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日政令第一八六号) 抄

第一条 (施行期日) 1 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第一二二号) 抄

第一条 (施行期日) 1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。